【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年7月12日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

【会社名】 株式会社トライステージ

【英訳名】 Tri-Stage Inc.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長丸田 昭雄【本店の所在の場所】東京都港区海岸一丁目 2 番20号

 【電話番号】
 03-5402-4111 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役 辻 壮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目 2番20号

 【電話番号】
 03-5402-4111 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役 辻 壮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第 1 四半期連結 累計期間	第14期 第 1 四半期連結 累計期間	第13期	
会計期間		自 2018年3月1日 至 2018年5月31日	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日	自 2018年3月1日 至 2019年2月28日	
売上高	(千円)	13,873,571	13,269,431	53,843,891	
経常利益又は経常損失()	(千円)	285,177	210,380	272,112	
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()	(千円)	399,490	217,610	992,210	
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	527,033	207,099	1,128,678	
純資産額	(千円)	8,099,454	6,500,078	7,035,788	
総資産額	(千円)	17,397,460	15,513,449	16,295,477	
1株当たり四半期(当期)純損失	(円)	13.72	7.92	34.07	
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	-	
自己資本比率	(%)	45.2	40.6	41.9	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
 - 4.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018(平成30)年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、第13期第1四半期連結累計期間及び第13期については、 遡及適用後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

訴訟等について

当社が、Hazuki Systems株式会社(現 神田通信システム株式会社)及びHazuki Company株式会社より放送媒体枠の売買の成否等に端を発して提訴された損害賠償請求訴訟、並びに、当社が神田通信システム株式会社に対して放送媒体枠等の売買代金の支払いを求めて提訴した訴訟は、2019年6月11日、裁判上の和解が成立いたしました。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018(平成30)年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については、前期を遡及適用後の数値で比較を行っております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産の弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善傾向を背景に、個人消費も持ち直し、緩やかな回復基調が続いております。

当社グループのクライアントが属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ通販の定着、ECの拡大及びダイレクトマーケティングの多様化等により、拡大基調が続いております。

このような環境の下、当社グループは前連結会計年度に発生した減損損失等への反省を踏まえ中期経営計画を見直し、成長戦略を再スタートさせました。「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」を標榜し、中長期的な成長を目指すべく、ダイレクトデータマーケティング基盤構築、テレビ事業、WEB事業、DM事業を集中領域と定め経営資源を集中させる一方で、海外事業及びその他の事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行っております。

当第1四半期連結累計期間において販売費及び一般管理費に影響を与える特殊要因として、連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社において回収懸念のある売上債権に対し貸倒引当金繰入額201,376千円を計上いたしました。これに伴い、貸倒実績率が上昇したため、一般債権に対する貸倒引当金繰入額も増加いたしました。

この結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間における売上高は13,269,431千円(前年同期比4.4%減)、売上総利益は1,519,295千円(前年同期比3.4%増)となりました。販売費及び一般管理費は1,674,644千円(前年同期比34.6%増)となり、営業損失は155,348千円(前年同期は225,433千円の利益)、経常損失は210,380千円(前年同期は285,177千円の損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は217,610千円(前年同期は399,490千円の損失)となりました。

なお、通販事業については、2019年7月3日付で一部事業の事業譲渡方針及び解散を決定いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、ダイレクトマーケティング事業者に対し、テレビ番組枠・CMの提供から番組・CM制作、受注管理、顧客管理までダイレクトマーケティングに必要なソリューションを総合的に提供しております。現在は「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」による新規顧客獲得支援を強みとしておりますが、購入履歴や行動履歴、広告情報など各種データを一元的に統合・管理し、より精緻な分析と各種マーケティング施策への活用を可能とするダイレクトデータマーケティングの推進を中長期的な成長戦略として位置付け、現在はその基盤の構築に取り組んでおります。当第1四半期連結累計期間においては、九州支店の開設等の営業体制の強化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、放送予定管理システムの活用等の業務のシステム化・IT化による業務効率化等に取り組みました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規クライアントの獲得及び既存クライアントとの取引拡大に取り組むとともに、クライアントの売上及び利益の最大化に取り組んでおります。2018年9月よりサービス提供を開始したリスティング広告最適化AIツールについては、導入企業数が順調に増加し、売上高が拡大しております。同社では今後も有力なAIツールを提供することを計画しており、今後の成長のための人材投資として、積極的な人員採用を継続しております。

この結果、売上高は7,681,274千円(前年同期比5.2%減)、営業利益は127,765千円(前年同期比55.2%減)となりました。

DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。通常取引での売上高及び売上総利益は好調に推移したものの、クライアント1社の資金繰りが急激に悪化し、売上債権の回収が困難となる可能性が生じたため、当該債権に対する貸倒引当金繰入額201,376千円を計上いたしました。今後はこれまで以上の管理体制の強化に取り組むとともに、業績の回復に努めてまいります。

この結果、売上高は4,757,766千円(前年同期比1.8%減)、営業損失は161,304千円(前年同期は88,432千円の利益)となりました。

海外事業

海外事業は、JML Singapore Pte. Ltd. 及びPT. Merdis Internationalを中心としてASEANでのテレビ通販やEC、小売及び卸売に取り組んでおります。特に、JML Singapore Pte. Ltd.では4月より経営体制を刷新し、本社の海外事業部人員を集中投入し、損失削減に注力しております。引き続き損失削減に注力しながら、今後の方針を見極めてまいります。

この結果、売上高は342,224千円(前年同期比30.6%減)、営業損失は94,658千円(前年同期は53,058千円の損失)となりました。

通販事業

通販事業は、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを中心として、薬剤師による丁寧なカウンセリングを実施しながら一般用漢方製剤の通信販売を行っております。同事業は、テレビ、ラジオ、新聞での通信販売によって「私の漢方薬」シリーズの顧客数を増加させつつ、商品を継続的に利用していただけるよう、カウンセリングに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は90,889千円(前年同期比38.6%増)、営業損失は22,516千円(前年同期は106,425千円の損失)となりました。

なお、通販事業は、今後の収益性やグループシナジーに鑑み検討した結果、一部事業の事業譲渡方針及び解散を決定いたしました。詳細につきましては、2019年7月3日公表の「連結子会社の事業譲渡及び解散に関するお知らせ」をご参照ください。

その他の事業

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。前連結会計年度と比較し、店舗が増加したことにより売上高が増加した一方で、一部の店舗で客数が伸び悩みました。今後一層、特色ある商品の仕入れに注力するとともに、WEB販促等にも取り組んでまいります。

この結果、売上高は397,276千円(前年同期比7.0%増)、営業損失は5,212千円(前年同期は11,223千円の利益) となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ782,027千円減少し、15,513,449千円となりました。これは主に現金及び預金が470,228千円、有価証券が134,533千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ246,318千円減少し、9,013,370千円となりました。これは主に長期借入金が695,644千円増加した一方、短期借入金が1,122,054千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ535,709千円減少し、6,500,078 千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失を217,610千円計上し、剰余金の配当を196,567 千円行ったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社 法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、クライアント等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して 明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株 主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要 な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

イ.企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、クライアントの商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、クライアントに合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊富かつ費用 対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセン ターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、クライアント商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、クライアントに対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、クライアントとの長期的かつ強い信頼関係の源泉となっております。

口.企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは、継続的な企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。2019年4月3日に公表した「中期経営計画ローリングプラン2019」では、「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、中長期的な成長を目指すべく、ダイレクトデータマーケティング基盤構築、テレビ事業、WEB事業、DM事業を集中領域と定め、経営資源の集中を進めております。

テレビ事業は、営業体制の強化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、放送予定管理システムの活用等の業務効率化等により、安定的な売上総利益の創出を図っております。WEB事業は、人員の強化、有力なAIツールの提供等により、新規クライアントを開拓し売上拡大を図っております。DM事業は、従来のDM発送代行に加え、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型の宅配便への対応を強化しております。

一方で、海外事業及びその他の事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行っております。通販事業については、2019年7月3日付で一部事業の事業譲渡方針及び解散を決定いたしました。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2019年5月28日開催の第13期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」)を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、 当該買付者を含む 株主グループ(以下「大規模買付者グループ」)の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、 当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者(以下、 及び の買付行為又はこれ に類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」)です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面(以下「意向表明書」)をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社 取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報(以下「必要情報」)の提 供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではない と認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規 模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社 取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情 報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間(以下「分析検討期間」)、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うにあたり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後(当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後)にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、 当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、 当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ.買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

口.株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

八.独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

二. 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

(4) 研究開発活動

金額が僅少のため、記載しておりません。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	96,000,000	
計	96,000,000	

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年 5 月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年7月12日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	30,517,200	30,517,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	30,517,200	30,517,200	-	-

- (注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年3月1日~ 2019年5月31日	-	30,517,200	-	645,547	-	635,547

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年 5 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,854,400	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,660,700	276,607	-
単元未満株式	普通株式 2,100	-	一単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	30,517,200	-	-
総株主の議決権	-	276,607	-

【自己株式等】

2019年 5 月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社 トライステージ	東京都港区海岸 一丁目 2 番20号	2,854,400	-	2,854,400	9.35
計	-	2,854,400	-	2,854,400	9.35

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007(平成19)年 内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

		(十四:113)
	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,183,230	5,713,001
受取手形及び売掛金	7,223,392	7,180,662
有価証券	134,533	-
商品	374,021	342,378
仕掛品	8,872	5,465
貯蔵品	5,252	4,996
その他	233,318	186,199
貸倒引当金	6,354	116,872
流動資産合計	14,156,265	13,315,830
固定資産	-	
有形固定資産	378,221	381,864
無形固定資産		
のれん	444,198	422,679
その他	258,342	247,592
無形固定資産合計	702,541	670,271
投資その他の資産		
投資有価証券	487,838	511,790
その他	562,124	872,449
貸倒引当金	40,692	241,546
投資その他の資産合計	1,009,270	1,142,693
固定資産合計	2,090,033	2,194,830
繰延資産	49,178	2,788
資産合計	16,295,477	15,513,449
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,464,193	4,642,482
短期借入金	1,434,374	312,319
未払法人税等	126,008	62,233
賞与引当金	13,454	74,209
役員賞与引当金	16,800	-
その他の引当金	46,225	56,214
その他	665,757	682,226
流動負債合計	6,766,814	5,829,686
固定負債		
長期借入金	2,188,241	2,883,885
退職給付に係る負債	112,341	106,498
資産除去債務	111,959	112,271
その他	80,331	81,027
固定負債合計	2,492,874	3,183,683
負債合計	9,259,689	9,013,370
		. ,

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 5 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	645,547	645,547
資本剰余金	744,808	744,808
利益剰余金	6,568,350	6,159,136
自己株式	1,164,377	1,297,807
株主資本合計	6,794,329	6,251,685
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	383	585
為替換算調整勘定	31,241	44,248
その他の包括利益累計額合計	31,625	44,833
新株予約権	37,107	37,247
非支配株主持分	172,725	166,312
純資産合計	7,035,788	6,500,078
負債純資産合計	16,295,477	15,513,449

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 3 月 1 日 至 2018年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 3 月 1 日 至 2019年 5 月31日)
	13,873,571	13,269,431
売上原価	12,389,640	11,724,119
売上総利益	1,483,931	1,545,312
返品調整引当金繰入額	14,135	26,016
差引売上総利益	1,469,796	1,519,295
販売費及び一般管理費	1,244,362	1,674,644
営業利益又は営業損失()	225,433	155,348
営業外収益		
受取利息	1,514	2,188
為替差益	3,590	-
助成金収入	1,457	1,311
その他	1,425	678
営業外収益合計	7,988	4,179
営業外費用		
支払利息	6,145	5,423
持分法による投資損失	508,587	2,619
開業費償却	3,865	46,390
その他	0	4,777
営業外費用合計	518,598	59,211
経常損失()	285,177	210,380
特別利益		
新株予約権戻入益	43	1,800
特別利益合計	43	1,800
特別損失		
固定資産除却損	551	-
特別損失合計	551	-
税金等調整前四半期純損失()	285,685	208,579
法人税、住民税及び事業税	108,101	74,961
法人税等調整額	131	61,639
法人税等合計	108,233	13,321
四半期純損失()	393,919	221,901
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	5,570	4,290
親会社株主に帰属する四半期純損失()	399,490	217,610

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

		(' - ' ' ' '
	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 3 月 1 日 至 2018年 5 月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
四半期純損失()	393,919	221,901
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	156	93
為替換算調整勘定	112,840	3,360
持分法適用会社に対する持分相当額	20,429	11,347
その他の包括利益合計	133,113	14,801
四半期包括利益	527,033	207,099
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	519,180	204,403
非支配株主に係る四半期包括利益	7,852	2,696

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018(平成30)年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関 7 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末及び当第 1 四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(円建て)

(111111)		
	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
当座貸越極度額	6,550,000千円	6,550,000千円
借入実行残高	250,000	230,000
差引額	6,300,000	6,320,000

(米ドル建て)

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
当座貸越極度額	6,000千ドル	6,000千ドル
借入実行残高	625	565
差引額	5,374	5,434

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 3 月 1 日 至 2018年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 3 月 1 日 至 2019年 5 月31日)	
減価償却費	38,002千円	34,022千円	
のれんの償却額	47,957	21,519	

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年 5 月25日 定時株主総会	普通株式	291,178	10	2018年 2 月28日	2018年 5 月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 5 月28日 定時株主総会	普通株式	193,639	7	2019年 2 月28日	2019年 5 月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	8,100,441	4,843,354	493,005	65,595	13,502,396	
セグメント間の内部売上高 又は振替高	89,283	1,405	10,629	-	101,317	
計	8,189,725	4,844,759	503,634	65,595	13,603,714	
セグメント利益又は損失()	285,227	88,432	53,058	106,425	214,177	

(単位:千円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への売上高	371,175	13,873,571	-	13,873,571
セグメント間の内部売上高 又は振替高	871	102,189	102,189	-
計	372,046	13,975,760	102,189	13,873,571
セグメント利益又は損失()	11,223	225,400	32	225,433

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売事業「日本百貨店」の運営を行っております。
 - 2. セグメント利益又は損失の調整額は、貸倒引当金繰入額の調整額であります。
 - 3.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの資産に関する情報

当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limited株式について、時価が著しく下落したため、のれん相当額の一時償却を行っております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「海外事業」のセグメント資産が495,166千円減少しております。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	計	
売上高						
外部顧客への売上高	7,681,274	4,757,766	342,224	90,889	12,872,155	
セグメント間の内部売上高 又は振替高	36,044	7,050	21	-	43,117	
計	7,717,319	4,764,816	342,246	90,889	12,915,272	
セグメント利益又は損失()	127,765	161,304	94,658	22,516	150,714	

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への売上高	397,276	13,269,431	-	13,269,431
セグメント間の内部売上高 又は振替高	713	43,830	43,830	-
計	397,989	13,313,261	43,830	13,269,431
セグメント利益又は損失()	5,212	155,927	578	155,348

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に小売事業「日本百貨店」 の運営を行っております。
 - 2. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものあります。
 - 3.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
- (固定資産に係る重要な減損損失) 該当事項はありません。
- (のれんの金額の重要な変動) 該当事項はありません。
- (重要な負ののれん発生益) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 3 月 1 日 至 2018年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 3 月 1 日 至 2019年 5 月31日)
1株当たり四半期純損失()	13円72銭	7 円92銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	399,490	217,610
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失()(千円)	399,490	217,610
普通株式の期中平均株式数(株)	29,117,848	27,473,338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社トライステージ(E21322) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月12日

株式会社トライステージ 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。